

会費減免制度について

2024年4月12日 北海道社会学会

1. 制度趣旨

- 本制度は、「大学院を修了または退学後、常勤職にない会員」および「定年退職後、定職をもたない会員」への会費減免を趣旨とする。
- 会員数保持のための一策として導入する。

2. 減免対象となる会員（適用区分）

A. 大学院を修了または退学後、申請年度の4月1日現在で常勤職に就いていない会員（ポストドク、非常勤講師など）。

※任期制の職、有給の研究員、日本学術振興会特別研究員等は対象外。

研究職以外の常勤職に就いている場合（他に生業をもっているなど）は対象外。

B. 定年退職後、定職をもたない会員。

※名誉職（名誉教授等）は対象に含む。任期制の職、有給の研究職、および研究職以外の常勤職に就いている場合（他に生業をもっているなど）は対象外。

3. 減免額

- 年会費（一般）6,000円を4,000円に減免する。

4. 申請方法

- 「会費減免申請書」を学会ホームページからダウンロードするか、学会事務局へメールで請求する。申請書に必要事項を記入し、申請年度の4月末日までに学会事務局宛てにメール添付で提出する。

（申請内容について理事会で検討後、承認可否について学会事務局からメールで通知します。通知が届くまでは当該年度の会費の納入は行わないでください。）

5. 注意事項

- 「会費減免申請書」の提出がない場合は、従来の会費額が適用される。
- 申請時に会費の滞納があった場合、適用年度以前の滞納分については従来の会費額が適用される。
- 適用区分Aで承認された場合、申請年度の会費にのみ減免額が適用される。（翌年度以降も適用を希望する場合は、毎年、継続申請を行ってください。）
- 適用区分Bで承認された場合、申請年度以降の会費について毎年継続で減免額が適用される。（適用の解除を希望する場合は、学会事務局まで連絡してください。）